

関商工会議所商工業永年勤続優良従業員表彰 規程

(目 的)

第1条 関市内の事業所又は商工団体（以下「企業」という。）に就職している従業員のうち、功績のある者を表彰することにより、定着性のある雇用の奨励ならびに勤労意欲の向上を図り、もって商工業の振興に資することを目的とする。

(表彰範囲)

第2条 同一企業に11月23日現在で、満10年、満20年、満30年、満35年、満40年、満45年及び満50年間勤務し、その勤務成績が優秀で他の従業員の模範となる者。

(表彰要件)

第3条 勤務年数には、関市内の勤務年数及び市外の支店、営業所等での勤務年数を通算する。表彰年数該当時に関市外に勤務している場合には、その後関市内に勤務となったときに表彰対象とする。ただし、関市内での勤務年数が全く無い場合は、表彰対象外とする。また、産前・産後休暇期間は勤務年数に含めるが、育児休業期間は勤務年数に含めないこととする。

(推 薦)

第4条 表彰範囲に該当する従業員を雇用している企業の代表者が、当該従業員について表彰を受けようとする場合には、様式第1号の推薦書に記入の上、関商工会議所会頭（以下、「会頭」という。）に提出する。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、会頭が決定し、関市長、会頭及び武儀地区商工会協議会長（以下、「商工会長」という。）が表彰する。

(表 彰)

第6条 表彰式は、11月23日に表彰状を授与して行う。この場合において、満30年以上勤務の被表彰者は、記念品の贈呈と併せて授与する。

(そ の 他)

第7条 この表彰規程に定めるものの他、必要事項は関市長と会頭及び商工会長が協議し定める。

附 則

- ・この規程は、平成18年4月1日から実施する。
- ・令和元年8月1日より、本規程第2条を改正する。（満25年表彰の廃止）